

## かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、かわさき教育プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事 業)

第2条 策定委員会は、次の事業を行う。

- (1) かわさき教育プランの策定。
- (2) かわさき教育プランの策定に必要な調査、研究。
- (3) かわさき教育プランの策定に関する冊子等の刊行。

### (組 織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

### (任 期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、途中で委員の交替の必要が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長3名を置くものとする。

- 2 委員長は委員の互選により定めるものとし、委員長は策定委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、専門部会の部会長をもって構成し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し会議を主宰する。

- 2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (専門部会)

第7条 策定委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 教育行政専門部会
  - (2) 学校教育専門部会
  - (3) 社会教育専門部会
- 2 専門部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
  - 3 専門部会は、部会長が必要に応じてこれを招集し、開催するものとする。

(顧問)

第8条 策定委員会に顧問を置く。顧問は別表3のとおりとする。

2 顧問は必要に応じ、かわさき教育プラン策定に関し、助言を行うものとする。

(会計)

第9条 策定委員会の経費は、川崎市の委託料をもって充てる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、川崎市教育委員会事務局総務部企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会で定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成15年 4月26日から施行する。